平成２７年（フ）第１４３号
岡山県倉敷市中島2125番地
債務者　渡邉　弘美
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４５号
岡山県倉敷市酒津2525番地３
債務者　小野　康久
1　決定年月日時　平成27年７月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月７日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２７年（フ）第１４０号
高知県香南市野市町みどり野東２丁目24番地
債務者　小松　玲子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第３４号
福岡県行橋市大字道場寺1605番地４　コーポシャトル新田原２号室
債務者　城戸裕美子
1　決定年月日時　平成27年７月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年９月８日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

平成２５年（フ）第１７８号
最後の住所茨城県筑西市甲729番地
破産者　亡雨海昭子相続財産
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１１６号
神奈川県小田原市浜町４丁目１番５号
破産者　有限会社伊藤市兵衛商店
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第９９２号
名古屋市東区泉３丁目４番13号
破産者　合資会社昭和理化
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１０２０３号
大阪市中央区西心斎橋１丁目５番５号
破産者　タイコム証券株式会社
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５号
秋田県鹿角市花輪字堰向97番地
破産者　協同組合日専連かづの
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大館支部

平成２６年（フ）第５７号
福島市鎌田字下釜２番地の１
破産者　株式会社だいもんじ商事
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９６号
横浜市中区尾上町３丁目35番地横浜第一有楽ビル２階
破産者　株式会社タケクマ
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第３１６号
金沢市西念４丁目７番１号
破産者　共和青果株式会社
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第７７号
長野市青木島町大塚1250番地２
破産者　有限会社アリスカンパニー
1　決定年月日　平成27年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長野地方裁判所民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１４８号
茨城県土浦市生田町３番34号
破産者　柴田　正男
1　決定年月日　平成27年７月10日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２６年（フ）第４８号
茨城県古河市雷電町８番28号
破産者　高田　佳政
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第２０９号
茨城県古河市西牛谷481番地９
破産者　鈴木　雄二
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２６年（フ）第１９５５号
名古屋市中区門前町１番13号　シティコーポ門前1001号
破産者　服部真千代
1　決定年月日　平成27年７月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９９９号
岡山県高梁市宇治町宇治2530番地、開始決定時の住所名古屋市東区芳野３丁目６番４号　ダイアパレス東白壁Ｂ棟704号
破産者　山岸　　晃
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３２７１号
大阪市平野区平野東１丁目５番11号
破産者　高山貞子こと　朴　　貞淑
1　決定年月日　平成27年７月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部